

■ 2019 年度 A 日程一般入試法律科目試験

「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

設問（１）及び（２）に共通して、併存的債務引受によって原債務者（本件ではＢ）・債務引受人（本件ではＣ）に原則として連帯債務関係が成立すること（従来判例法理であり、これを確認する目的で改正民法４７０条１項の規定が設けられた。）、例外として引受人に負担部分がない場合などには引受人を原債務者の連帯保証人とみる必要があることが、解答の前提として理解されていなければならない。

設問（１）について

債権者Ａの原債務者Ｂに対する債務履行請求に際し、引受人Ｃに対するＡの裁判上の請求が、Ｂの債務の消滅時効進行を妨げ得たかどうかを問うのが、出題の趣旨である。

現行法によれば、民法４３４条又は民４５８条（連帯保証人に生じた事由の効力につき民４３４条が準用される。）により、Ａは、Ｂの消滅時効援用に対し、Ａ・Ｃ間の訴訟手続係属中はＢの債務の時効も中断していた、と反論することができる。

改正法によれば、民法４４１条ただし書又は民４５８条（連帯保証人に生じた事由の効力につき民４４１条が準用される。）により、Ａは、ＡのＣに対する裁判上の請求があればＢの債務の時効完成が猶予される旨を含む合意がＡ・Ｂ間にあらかじめ存在したことを要件として、Ｂの消滅時効援用に対し、Ａ・Ｃ間の訴訟手続係属中はＢの債務の時効も猶予されていた、と反論することができる。

設問（２）について

引受人Ｃに対する債務履行請求認容判決に基づいて債権者ＡがＣに対して行う強制執行に際し、原債務者Ｂの債務の時効消滅が、ＡのＣに対する強制執行を実体的に不当ならしめるかどうかを問うのが、出題の趣旨である。

現行法によれば、民法４３９条又は保証債務の附従性により、Ｃには、Ｂの負担部分の範囲でＣの債務も消滅したからＡのＣに対する強制執行は不当である、との主張が考えられる。ただし、Ｂの債務の時効完成がＡ・Ｃ間の訴訟の事実審の口頭弁論終結以前の事実であるときは、同訴訟の確

定判決の既判力により、その主張は遮断される。

改正法によれば、民法441条ただし書により、Cには、Bの債務が時効完成ないし時効消滅すればCの債務も一定範囲で消滅する旨を含む合意がA・C間にあらかじめ存在したことを要件として、その合意の定める範囲でBの債務の時効消滅によってCの債務も消滅したからAのCに対する強制執行はその範囲で不当である、との主張が考えられる。Cが実質上Bの債務の保証人であると認められる場合には、保証債務の附従性により、Bの債務の時効消滅によってCの債務も全部消滅したからAのCに対する強制執行は不当である、との主張が考えられる。ただし、いずれにしても、Bの債務の時効完成ないし時効消滅がA・C間の訴訟の事実審の口頭弁論終結以前の事実であるときは、同訴訟の確定判決の既判力により、その主張は遮断される。

以 上